

# 第30期 中間決算公告

2025年12月23日

東京都千代田区丸の内3丁目4番2号

株式会社 整理回収機構

代表取締役社長 本田守弘

中間貸借対照表 (2025年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	149,476	預金	0
買入金銭債権	12	借用金	403,369
有価証券	399,938	その他負債	106,331
貸出金	38,794	未払法人税等	1,913
その他の資産	2,127	リース債務	211
その他の資産	2,127	資産除去債務	132
有形固定資産	473	その他の負債	104,074
無形固定資産	3,014	退職給付引当金	120
支払承諾見返	641	役員退職慰労引当金	99
貸倒引当金	△ 23,922	繰延税金負債	10
		支払承諾	641
		負債の部合計	510,572
		(純資産の部)	
		資本金	12,000
		利益剰余金	47,984
		その他利益剰余金	47,984
		繰越利益剰余金	47,984
		株主資本合計	59,984
		その他有価証券評価差額金	0
		評価・換算差額等合計	0
		純資産の部合計	59,984
資産の部合計	570,556	負債及び純資産の部合計	570,556

中間損益計算書 (2025年4月1日から  
2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	101,239
資 金 運 用 収 益	2,256
( う ち 貸 出 金 利 息 )	(925)
( う ち 有 価 証 券 利 息 配 当 金 )	(1,048)
役 務 取 引 等 収 益	2
そ の 他 経 常 収 益	98,981
経 常 費 用	105,198
資 金 調 達 費 用	1,008
( う ち 預 金 利 息 )	(0)
役 務 取 引 等 費 用	75
そ の 他 業 務 費 用	0
営 業 経 費	2,723
そ の 他 経 常 費 用	101,391
経 常 損 失	△ 3,959
特 別 損 失	0
税 引 前 中 間 純 損 失	△ 3,959
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,756
法 人 税 等 調 整 額	△ 5,655
法 人 税 等 合 計	△ 3,898
中 間 純 損 失	△ 60

## 個別注記表

I. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### II. 重要な会計方針

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～18年

その他 2年～16年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。貸出金等について当社が「整理回収業務」を主目的とする会社であること等を考慮して、破産更生債権等特定の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して債務者の支払能力を総合的に判断したうえで、回収不能と認められる額を計上しておりますほか、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上する方法を用いた簡便法を適用しております。

##### (3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### 4. 受取配当金の会計処理

受取配当金は、配当受領時に収益として計上しております。

### III. 注記事項

#### (中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 9百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	20,795 百万円
危険債権額	1,471 百万円
三月以上延滞債権額	258 百万円
貸出条件緩和債権額	12,907 百万円
合計額	35,433 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、当座借越等の取引の担保として、預け金 200 百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は 377 百万円であります。

4. 有形固定資産の減価償却累計額 588 百万円
5. 当社の単体自己資本比率(5.68%)については、非対象区分として銀行法上の規制の対象外（預金保険法附則第 11 条第 9 項 [新住専処理法附則第 11 条第 9 項]）であります。
6. 「その他の資産」には、次のものを含んでおります。

- ・未収還付配当利子所得税 208 百万円
- ・預金保険法附則第 10 条の 2 に基づき、預金保険機構より補填金の交付を受けるべき額 138 百万円

7. 「その他の負債」は次のものであります。

- ・預金保険法附則第 8 条第 1 項 2 号の 3 に基づき、預金保険機構に納付する額 2,002 百万円
- ・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 53 条第 3 項に基づき、預金保険機構に納付する額 209 百万円
- ・金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 13 条に基づき、預金保険機構に納付する額 99,058 百万円
- ・金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 41 条に基づき、預金保険機構に納付する額 107 百万円

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。

- ・債権回収等益 2,829 百万円
- ・預金保険法附則第 10 条の 2 に基づき、預金保険機構より補填金の交付を受けるべき額 138 百万円

2. 「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。

- ・預金保険法附則第 8 条第 1 項 2 号の 3 に基づき、預金保険機構に納付する額 2,002 百万円
- ・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 53 条第 3 項に基づき、預金保険機構に納付する額 209 百万円
- ・金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 13 条に基づき、預金保険機構に納付する額 99,058 百万円
- ・金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 41 条に基づき、預金保険機構に納付する額 107 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注）参照）。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 有価証券 満期保有目的の債券	27,971	27,934	△36
(2) 貸出金 貸倒引当金（△）（※1）	38,794 △23,746	15,047	15,113
		43,018	43,047
資産計	15,047	43,047	28
(1) 借用金	403,369	403,387	17
負債計	403,369	403,387	17

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注）市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	132,788
その他の証券（※1）	239,169
子会社株式	9
合 計	371,967

（※1）これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

時価で貸借対照表に計上している金融商品はありません。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
国債	27,934	—	—	27,934
貸出金	—	—	15,113	15,113
資産計	27,934	—	15,113	43,047
借用金	—	403,387	—	403,387
負債計	—	403,387	—	403,387

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。また、公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。上場株式がこれらに含まれます。

貸出金

回収見込の困難な貸出金については、担保及び保証による回収見込額と確実な担保外入金見込額に基づいて貸倒引当金を個別に引き当てているため、時価は期末日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

上記以外の貸出金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利によるものは、当社は新規貸出を行っておらず、また、譲受機関により貸出条件が様々なため、一定の前提を置いて貸倒見積額を折り込んだ将来キャッシュ・フローを見積り、それを安全利子率で割り引いて時価を算定しております。

いずれの時価についても、観察できないインプットによる影響額が重要であるため、

レベル3の時価に分類しております。

#### 負債

##### 借用金

約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

上記以外のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

当該時価はレベル2の時価に分類しております。

#### (有価証券関係)

##### 1. 満期保有目的の債券（2025年9月30日現在）

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	4,988	4,990	2
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	22,983	22,944	△38
合 計		27,971	27,934	△36

##### 2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2025年9月30日現在）

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

（注）市場価格のない子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	9
関連法人等株式	-
合 計	9

### 3. その他有価証券（2025年9月30日現在）

貸借対照表計上額が取得原価を超えるその他有価証券はありません。

(注) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額
株式	132,788
その他	239,169
合計	371,958

### 4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自2025年4月1日至2025年9月30日）

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	122,051	95,251	—
合計	122,051	95,251	—

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

#### 繰延税金資産

繰越欠損金（注1）	27,081 百万円
貸倒引当金	6,476
ソフトウェア開発費	1,972
その他	524
繰延税金資産小計	36,056
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金額	△27,081
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8,974
評価性引当額小計	△36,056
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
有形固定資産（資産除去債務）	△10
有価証券評価差額	—
繰延税金負債合計	△10
繰延税金負債の純額	△10 百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当中間会計期間 (2025年9月30日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金 (*1)	1,915	1,937	1,590	288	344	21,007	27,081
評価性引当額	△1,915	△1,937	△1,590	△288	△344	△21,007	△27,081
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(\*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 249,934円10銭

1株当たりの中間純損失金額 △251円56銭

# 信託財産残高表

(2025年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 产	金 額	负 債	金 額
金 錢 債 権	-	金錢信託以外の金錢の信託	-
その他の金錢債権	-	金 錢 債 権 の 信 託	-
現 金 預 け 金	-		
預 け 金	-		
合 計	-	合 計	-

(注1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(注2) 共同信託他社管理財産については、取扱残高はありません。

(注3) 元本補填契約のある信託については、取扱残高はありません。

# 第30期 中間決算公告

2025年12月23日

東京都千代田区丸の内3丁目4番2号  
株式会社 整理回収機構  
代表取締役社長 本田守弘

中間連結貸借対照表（2025年9月30日現在）

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	149,491	預 金	0
買入金銭債権	12	借 用 金	403,369
有価証券	399,929	その他の負債	106,331
貸出金	38,796	退職給付に係る負債	120
その他資産	2,127	役員退職慰労引当金	99
有形固定資産	473	繰延税金負債	10
無形固定資産	3,014	支払承諾	641
支払承諾見返	641	負債の部合計	510,572
貸倒引当金	△ 23,922	(純資産の部)	
		資本金	12,000
		利益剰余金	47,992
		株主資本合計	59,992
		その他有価証券評価差額金	0
		その他の包括利益累計額合計	0
		純資産の部合計	59,992
資産の部合計	570,564	負債及び純資産の部合計	570,564

中間連結損益計算書 ( 2025年4月 1日から  
2025年9月30日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	101, 239
資 金 運 用 収 益	2, 256
( う ち 貸 出 金 利 息 )	(925)
( う ち 有 価 証 券 利 息 配 当 金 )	(1, 048)
役 務 取 引 等 収 益	2
そ の 他 経 常 収 益	<u>98, 981</u>
経 常 費 用	105, 199
資 金 調 達 費 用	1, 008
( う ち 預 金 利 息 )	(0)
役 務 取 引 等 費 用	75
そ の 他 業 務 費 用	0
営 業 経 費	2, 723
そ の 他 経 常 費 用	<u>101, 391</u>
経 常 損 失	△ 3, 959
特 別 損 失	0
税 金 等 調 整 前 中 間 純 損 失	<u>△ 3, 959</u>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1, 756
法 人 税 等 調 整 額	<u>△ 5, 655</u>
法 人 税 等 合 計	△ 3, 898
中 間 純 損 失	<u>△ 60</u>
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 損 失	—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 損 失	<u>△ 60</u>

## (中間連結財務諸表の作成方針)

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 1 社

会社名

株式会社 ティーエイチアールクレジット

(2) 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

埼玉中央保証 株式会社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等はありません。

(2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

主要な会社名

埼玉中央保証 株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

### 3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社の中間決算日は9月末日であります。

## 連結注記表

I. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### II. 会計方針に関する事項

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については全部純資産直入法により処理しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～18年

その他 2年～16年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### 3. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

貸出金等について当社が「整理回収業務」を主目的とする会社であること等を考慮して、破産更生債権等特定の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して債務者の支払能力を総合的に判断したうえで、回収不能と認められる額を計上しておりますほか、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

#### 4. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上する方法を用いた簡便法を適用しております。

#### 5. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退

職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### 6. 受取配当金の会計処理

受取配当金は、配当受領時に収益として計上しております。

### III. 注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	20,795 百万円
危険債権額	1,473 百万円
三月以上延滞債権額	259 百万円
貸出条件緩和債権額	12,907 百万円
合計額	35,436 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、当座借越等の取引の担保として、預け金 200 百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は 377 百万円であります。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 588 百万円
4. 当社の連結自己資本比率(5.68%)については、非対象区分として銀行法上の規制の対象外（預金保険法附則第 11 条第 9 項 [新住専処理法附則第 11 条第 9 項]）であります。
5. 「その他資産」には、次のものを含んでおります。
  - ・未収還付配当利子所得税 208 百万円
  - ・預金保険法附則第 10 条の 2 に基づき、預金保険機構より補填金の交付を受けるべき額

138 百万円

6. 「その他負債」には、次のものを含んでおります。

- ・預金保険法附則第 8 条第 1 項 2 号の 3 に基づき、預金保険機構に納付する額 2,002 百万円
- ・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 53 条第 3 項に基づき、預金保険機構に納付する額 209 百万円
- ・金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 13 条に基づき、預金保険機構に納付する額 99,058 百万円
- ・金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 41 条に基づき、預金保険機構に納付する額 107 百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。

- ・債権回収等益 2,829 百万円
- ・預金保険法附則第 10 条の 2 に基づき、預金保険機構より補填金の交付を受けるべき額 138 百万円

2. 「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。

- ・預金保険法附則第 8 条第 1 項 2 号の 3 に基づき、預金保険機構に納付する額 2,002 百万円
- ・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 53 条第 3 項に基づき、預金保険機構に納付する額 209 百万円
- ・金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 13 条に基づき、預金保険機構に納付する額 99,058 百万円
- ・金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 41 条に基づき、預金保険機構に納付する額 107 百万円

3. 中間包括利益の金額 △60 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注 1）参照）。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券 満期保有目的の債券	27,971	27,934	△36
(2) 貸出金 貸倒引当金 (△) (※1)	38,796 △23,746		
	15,050	15,115	65
資産計	43,021	43,050	28
(1) 借用金	403,369	403,387	17
負債計	403,369	403,387	17

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (※1)	132,788
② その他の証券 (※1)	239,169
合計	371,958

(※1) これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

時価で貸借対照表に計上している金融商品はありません。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
国債	27,934	—	—	27,934
貸出金	—	—	15,115	15,115
資産計	27,934	—	15,115	43,050
借用金	—	403,387	—	403,387
負債計	—	403,387	—	403,387

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。また、公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。上場株式がこれらに含まれます。

貸出金

回収見込の困難な貸出金については、担保及び保証による回収見込額と確実な担保外入金見込額に基づいて貸倒引当金を個別に引き当てているため、時価は中間期末日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

上記以外の貸出金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利によるものは、当社は新規貸出を行っておらず、また、譲受機関により貸出条件が様々なため、一定の前提を置いて貸倒見積額を折り込んだ将来キャッシュ・フローを見積り、それを安全利子率で割り引いて時価を算定しております。

いずれの時価についても、観察できないインプットによる影響額が重要であるため、レベル3の時価に分類しております。

負債

借用金

約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

上記以外のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似してい

ると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (2025年9月30日現在)

(単位:百万円)

	種類	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	4,988	4,990	2
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	22,983	22,944	△38
合 計		27,971	27,934	△36

2. その他有価証券 (2025年9月30日現在)

貸借対照表計上額が取得原価を超えるその他有価証券はありません。

(注) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額
株式	132,788
その他	239,169
合計	371,958

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 249,967円86銭

1株当たりの親会社株主に帰属する中間純損失金額 △252円42銭